

令和4年1月28日

障害福祉サービス事業所の長 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

新型コロナウイルス感染症感染防止対策の再徹底について

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に日々御対応いただき、誠にありがとうございます。

京都市内では、オミクロン株の影響により、6週連続で感染者が増加し、1日の新規感染者数が1,000人を超える日が続くなど、第5波のピークの2倍を超え、かつてないスピードと規模の爆発的な感染拡大となっています。さらに、病床使用率が日々上昇するとともに、学校、病院、福祉施設等様々な場所でクラスターが発生し、社会維持機能や社会経済の停滞を招きかねない非常に厳しい状況です。

こういった状況を踏まえ、1月27日（木）から2月20日（日）まで、京都府にまん延防止等重点措置が適用されました。

各事業所・施設におかれては、各障害福祉サービス種別に応じた感染対策に取り組んでいただいているところですが、事業所・施設における集団感染等、更なる感染拡大を防ぐため、今一度、感染防止対策を徹底していただくとともに、特に下記の対策の徹底をお願いします。

記

1 施設等内における感染防止対策の徹底

施設等内にウイルスを持ち込まない、感染拡大させないための対策を徹底するとともに、感染防止対策を習得・再確認し、実践してください。

(参考)

- ・感染対策動画（介護職員にもわかりやすい感染対策の動画まとめ／厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html

2 職員への勤務外における感染症対策に対する注意喚起

- ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密の回避、健康観察等の基本的な感染症対策の徹底
- ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動自粛
- ・不要不急の都道府県間の移動は極力控えるとともに、移動先でも基本的な感染防止対策の徹底

3 施設外からの感染防止対策の徹底

面会・外出等の実施は、地域における感染状況等を踏まえて慎重に判断すること。

また、面会を実施する場合は、下記本市通知を十分踏まえるとともに、感染防止対策が十分に行えない場合は、実施しないこと。

(参考)

- ・別添 令和3年12月2日付け通知「障害者支援施設における面会等について」

4 感染者発生時の障害保健福祉推進室への報告について

○次の場合は、障害保健福祉推進室まで連絡をしてください。

- ・利用者、職員に感染者（検査で陽性になった方）が発生した場合

※本通知以降、感染者が発生した場合のみ連絡していただくこととします。

※感染者が出ていない場合でも、多数の濃厚接触者が発生し、事業所を閉鎖する判断をされる際は、報告書を御提出ください。

○障害保健福祉推進室への連絡方法

以下のページから障害福祉サービス等提供事業所における新型コロナウイルス感染症等に感染した方が確認されたときの報告書を障害保健福祉推進室のアドレスに電子メールで送信してください（アドレスはページ中に記載しています。当室に電話連絡いただいた場合でも報告書を送付してください）。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000294085.html>

※メール送信の際の宛先

- ・訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・計画相談支援・移動支援・訪問入浴サービス）

⇒ 在宅福祉第一担当 宛

- ・通所・入所系サービス（上記以外）

⇒ 施設福祉担当 宛

○事業所等で新型コロナウイルス感染症患者と診断された際の対応及び検査について

事業所等で新型コロナウイルス感染症患者が発生した際の調査の流れについて掲載しています。市内の事業所の皆様におかれましては対応の参考にさせていただきますようお願いいたします。

(参考) <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000287819.html>